

川越市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を
次のように定める。

令和8年6月26日

川越市教育委員会 教育長 新 保 正 俊

川越市教育委員会規則第11号

川越市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則
を定めることについて

川越市立学校職員安全衛生管理規則（令和 8 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づき」を「定めるもののほか」に改める。

第 4 条の見出し中「総括安全衛生管理者」の次に「等」を加える。

第 9 条の見出しを「（川越市立学校総括安全衛生委員会）」に改め、同条第 1 項中「川越市立学校」の次に「総括」を「委員会」の次に「（以下この条において「委員会」という。）」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 学校教育部長

(2) 副委員長 教育総務課長、学校管理課長

(3) 産業医のうちから委員長が指名する者 1 人

市立学校の校長のうちから委員長が指名する者 6 人

市立学校の県費事務職員のうちから委員長が指名する者
2 人

市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する
者 8 人

第 9 条第 3 項を削る。

第 1 7 条を第 1 9 条とし、第 1 6 条を第 1 8 条とし、第 1 7 条として次の 1 条を加える。

（脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導）

第 1 7 条 総括安全衛生管理者は、健康診断において、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員が当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された場合には、当該職員（第 1 4 条 1 項の規定により、脳血管

疾患又は心臓疾患の発生に関し別表第3に規定する医療面(1)又は(2)の指導区分の決定を受けた職員を除く。)に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。

第15条中「教育長」を「総括安全衛生管理者」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「教育指導課長」を「校長」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(市立学校職員安全衛生委員会)

第10条 学校職員の安全及び健康に関する事項を調査審議するため、別表第1のとおり市立学校職員安全衛生委員会を置く。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

市立学校職員安全衛生委員会

番号	市立学校職員安全衛生委員会の名称	市立学校職員安全衛生委員会の構成		
		委員長	副委員長	委員
1	学校職員安全衛生委員会	学校教育 部長	教育総務 課長、学 校管理課 長	1 産業医のうちから委員長が 指名する者1人 2 市立学校の校長のうちから 委員長が指名する者4人 3 市立学校の県費事務職員 のうちから委員長が指名する 者2人 4 市立学校に所属する職員の

				うちから職員団体等が推薦する者 6 人
2	南古谷小学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者 1 人 2 当該市立学校の産業医 1 人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 3 人
3	市立川越高等学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者 1 人 2 当該市立学校の産業医 1 人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 3 人

別表第 2 中「第 1 0 条関係」を「第 1 1 条関係」に改め、別表第 3 中「第 1 4、第 1 5 条関係」を「第 1 5—第 1 7 条関係」に改める。